

第11回マイノリティ・セミナー／法学研究所第88回特別研究会

記憶の権利vs. 記憶の権力—判例から見た台湾先住民の歴史記憶権

日時・場所

2010年11月24日(水) 16:20～18:20

関西大学児島惟謙館1階 第1会議室

報告 吳豪人 ※ 報告言語:日本語

(台湾・輔仁カトリック大学法学部准教授、
早稲田大学政経学部・大学院教授(2007-08年)、
アムネスティ・インターナショナル台湾支部理事、
台湾人権促進会執行委員)



司会 角田 猛之

(関西大学法学部教授、法学研究所アジア法文化研究班主幹)

個人の記憶は個人に属するものか、それとも国家的記憶に従属するものか。個人の記憶と国家の記憶が相克するときには、どちらが譲歩すべきなのだろうか。本セミナーでは、まず、2005年に台湾のタイヤル族ウライ部落が台北県政府を相手に起こした行政訴訟「高砂義勇隊慰霊碑強制撤去事件」を紹介する。次いで、この事例をケース・スタディーの手法で分析しつつ、台湾の先住民族がいかにして諸分野の学者、法律家やNGOとの共闘によって、その財産権、文化権、言論の自由、および歴史的記憶の権利なるものを国家権力と社会的偏見から守ったか、ということをお明らかにしたい。

お問い合わせ先 関西大学マイノリティ研究センター
〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学総合研究室棟2階
TEL:06-6368-1834 FAX:06-6368-1463 E-mail:cms@ml.kandai.jp
URL: <http://www.kansai-u.ac.jp/minority/index.html>

※ 聴講自由

多数のご来場をお待ちしております。

主催: 関西大学マイノリティ研究センター Center for Minority Studies, Kansai University
関西大学法学研究所 The Institute of Legal Studies, Kansai University